

第 1 0 3 期 中 間 決 算 公 告

平成 22 年 12 月 10 日

鹿児島市金生町 6 番 6 号
株式会社 鹿児島銀行
取締役頭取 上 村 基 宏

中間連結貸借対照表(平成 22 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	88,638	預 金	2,909,526
コールローン及び買入手形	30,000	譲 渡 性 預 金	105,089
買 入 金 銭 債 権	7,978	コールマネー及び売渡手形	22,212
商 品 有 価 証 券	207	債券貸借取引受入担保金	25,379
金 銭 の 信 託	11,856	借 用 金	11,302
有 価 証 券	1,072,575	外 国 為 替	43
貸 出 金	2,063,739	そ の 他 負 債	23,241
外 国 為 替	1,644	役 員 賞 与 引 当 金	25
リース債権及びリース投資資産	20,832	退 職 給 付 引 当 金	752
そ の 他 資 産	27,159	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	578
有 形 固 定 資 産	55,964	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	886
無 形 固 定 資 産	11,577	偶 発 損 失 引 当 金	204
繰 延 税 金 資 産	1,136	繰 延 税 金 負 債	3,301
支 払 承 諾 見 返	24,601	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	9,873
貸 倒 引 当 金	△27,748	支 払 承 諾	24,601
		負 債 の 部 合 計	3,137,020
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	18,130
		資 本 剰 余 金	11,220
		利 益 剰 余 金	182,396
		自 己 株 式	△ 302
		株 主 資 本 合 計	211,445
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	19,992
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 517
		土 地 再 評 価 差 額 金	13,629
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	33,105
		少 数 株 主 持 分	8,593
		純 資 産 の 部 合 計	253,144
資 産 の 部 合 計	3,390,164	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,390,164

中間連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	40,107
資 金 運 用 収 益	26,603
(うち貸出金利息)	20,577
(うち有価証券利息配当金)	5,881
役 務 取 引 等 収 益	5,582
そ の 他 業 務 収 益	7,232
そ の 他 経 常 収 益	689
経 常 費 用	32,043
資 金 調 達 費 用	2,195
(うち預金利息)	1,344
役 務 取 引 等 費 用	1,464
そ の 他 業 務 費 用	5,794
営 業 経 費	20,480
そ の 他 経 常 費 用	2,107
経 常 利 益	8,064
特 別 利 益	9
特 別 損 失	329
税金等調整前中間純利益	7,743
法人税、住民税及び事業税	2,925
法人税等調整額	△17
法人税等合計	2,907
少数株主損益調整前中間純利益	4,836
少 数 株 主 利 益	266
中 間 純 利 益	4,569

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 8社

かぎんビジネスサービス株式会社

かぎんオフィスサービス株式会社

かぎん会計サービス株式会社

かぎん代理店株式会社

鹿児島リース株式会社

株式会社鹿児島カード

鹿児島保証サービス株式会社

株式会社鹿児島地域経済研究所

②非連結の子会社及び子法人等 1社

ケイエム・リーシング有限会社

ケイエム・リーシング有限会社は、鹿児島リース株式会社の子会社であり、匿名組合契約方式によるリース事業を行っている営業者であります。その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないため、中間連結財務諸表規則第5条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社ケイエム・リーシング有限会社については、損益が実質的に当該会社に帰属しないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日はすべて9月末日であります。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年 ～ 50年

その他 2年 ～ 20年

連結される子会社及び子法人等の主な有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給

付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により発生翌連結会計年度から損益処理

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見積額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会等への負担金の支払いに備えるため、対象債権に対する予想負担率等により算定した将来の支払見積額を計上しております。

11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについてヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素等の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

13. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

14. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料を収受すべき時にその他業務収益とその他業務費用を計上する方法によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は4百万円、税金等調整前中間純利益は172百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は202百万円であります。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金等のうち、破綻先債権額は7,327百万円、延滞債権額は25,961百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金等(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金等」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金等であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金等であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金等以外の貸出金等であります。

2. 貸出金等のうち、3カ月以上延滞債権額は986百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金等のうち、貸出条件緩和債権額は25,734百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金等で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,009百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,184百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	180,896百万円
リース投資資産	4,809百万円
その他資産	2,942百万円

担保資産に対応する債務

預金	19,175百万円
債券貸借取引受入担保金	25,379百万円
借入金	7,616百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、有価証券59,193百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は409百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の

限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は607,091百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが603,718百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

ただし、適切な地価公示価格がない場合は同施行令第2条第2号に定める基準地価又は同施行令第2条第4号に定める地価税法に規定する方法により算定した価格に時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

- | | |
|---|-----------|
| 9. 有形固定資産の減価償却累計額 | 32,874百万円 |
| 10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は6,910百万円であります。 | |
| 11. 1株当たりの純資産額 | 1,164円65銭 |
| 12. 国内基準に係る連結自己資本比率 | 14.52% |

（中間連結損益計算書関係）

- | | |
|---|--------|
| 1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,222百万円及び貸出金償却308百万円を含んでおります。 | |
| 2. 1株当たり中間純利益金額 | 21円76銭 |

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
資産			
(1) 現金預け金	88,638	88,638	—
(2) コールローン及び買入手形	30,000	30,000	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	207	207	—
(4) 有価証券			
其他有価証券	1,068,620	1,068,620	—
(5) 貸出金	2,063,739		
貸倒引当金(*1)	△25,236		
	2,038,502	2,068,891	30,388
資産計	3,225,969	3,256,358	30,388
負債			
(1) 預金	2,909,526	2,911,680	2,154
(2) 譲渡性預金	105,089	105,115	25
(3) コールマネー及び売渡手形	22,212	22,212	—
負債計	3,036,828	3,039,008	2,179
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	46	46	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(867)	(867)	—
デリバティブ取引計	(821)	(821)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

販売目的のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は主として取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨スワップ、為替予約等)、クレジットデリバティブ取引であり、割引現在価値、取引対象物の価格、契約期間等に基づき算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	2,073
② 組合出資金(*3)	1,881
合 計	3,954

(*1) 非上場株式については、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式については0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. その他有価証券 (平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株 式	40,682	23,571	17,111
	債 券	827,604	807,752	19,852
	国 債	431,070	420,808	10,262
	地方債	105,616	102,505	3,111
	社 債	290,917	284,439	6,478
	その他	67,701	66,773	928
	小 計	935,988	898,097	37,891
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株 式	12,555	15,316	△2,761
	債 券	108,878	110,701	△1,823
	国 債	83,228	85,025	△1,796
	地方債	—	—	—
	社 債	25,649	25,675	△26
	その他	11,197	11,382	△184
	小 計	132,631	137,400	△4,768
合 計		1,068,620	1,035,497	33,122

注. 市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等 (中間連結貸借対照表計上額 3,954百万円) については、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあるものを除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当中間連結会計期間における時価のある有価証券の減損処理額は、株式 133 百万円であります。

なお、個々の銘柄の有価証券の時価が、取得原価に比べて 30%程度以上下落した場合は回復可能性の判定の対象とし、減損の要否を判断しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	9,649百万円
減損損失	2,650百万円
その他有価証券評価差額金	1,926百万円
有価証券償却等	1,393百万円
無形固定資産償却超過額	615百万円
減価償却超過額	461百万円
睡眠預金払戻損失引当金	358百万円
繰延ヘッジ損益	350百万円
退職給付引当金	304百万円
役員退職慰労引当金	234百万円
その他	1,354百万円
繰延税金資産小計	19,297百万円
評価性引当額	△4,219百万円
繰延税金資産合計	15,077百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△15,032百万円
前払年金費用	△1,960百万円
固定資産圧縮積立金	△233百万円
その他	△15百万円
繰延税金負債合計	△17,242百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△2,165百万円